

西宮市第三セクター等への関与に関する条例制定の件

上記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び西宮市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成23年2月17日提出

提出者	西宮市議会議員	田中正剛
	”	今村岳司
	”	上向井賢二
	”	大石伸雄
	”	喜田侑敬
	”	木村嘉三郎
	”	草加智清
	”	坂上明
	”	篠原正寛
	”	澁谷祐介
	”	中川經夫
	”	中村武人
	”	やの正史
	”	吉岡政和

西宮市第三セクター等への関与に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市が資本金、基本財産その他これらに準ずるものを出資している法人（以下「第三セクター等」という。）の運営に関し、市の役割及び第三セクター等の責務を明らかにするとともに、議会の関与により透明性を高めることによって、第三セクター等がその設立目的である公益性を発揮し、経営の健全性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「公的支援」とは、市が第三セクター等に対して、次に掲げる支援を行うことをいう。

- (1) 資金を貸し付け、若しくは譲与し、補助金を支給し、又は資本金その他これに準ずるものを出資すること。
- (2) 貸付金の返済を猶予し、返済計画の変更をすること。
- (3) 適正な対価なく財産を貸し付け、又は譲渡すること。
- (4) 債務保証その他これに準ずる保証等を行うこと。
- (5) 職員を派遣すること。

(適用対象)

第3条 この条例の適用対象となる第三セクター等は、次の各号に掲げる法人とする。

- (1) 市の資本金等への出資比率が50パーセント以上の法人
- (2) 市の資本金等への出資比率が25パーセント以上50パーセント未満の法人のうち市以外の者が出資比率に比して市の出資比率が最も高く、市が経営の主体的な責務を担うもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市と人的、資金的及び業務内容において強い関連性を持ち、経営に関して市が主体的に指導及び調整を行う必要のある法人として規則で定めるもの

(情報の公開)

第4条 市は、常に第三セクター等から経営に関する情報の提供を受けるとともに、これを公開するよう努めなければならない。この場合において、第三セクター等の自律的な運営等に十分に配慮するものとする。

2 市は、第三セクター等のうち会計監査人を置く株式会社、一般財団法人及び一般社団法人から当該会計監査人が作成した会計監査報告その他の報告に関する情報の提供を受けるとともに、これを公開するよう努めなければならない。

(定期報告)

第5条 市は、次に掲げる事項について、第三セクター等から定期的に報告を受け、又は資料の提出を求めなければならない。

- (1) 年度別事業計画
- (2) 決算
- (3) 四半期ごとの経営情報（第三セクター等が株式会社である場合に限る。）
- (4) その他市長が定める事項

(定期点検)

第6条 市は、第三セクター等の経営状況を年1回点検し、評価するものとする。

2 前項の規定により点検し、評価する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 行政目的の達成度
- (2) 経営の採算性
- (3) 公的支援の妥当性
- (4) 財務内容及び資金調達方法の妥当性

3 市は、第1項の規定により経営状況を点検し、評価するために必要と認めるときは、第三セクター等に対して前項各号に掲げる事項に関し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(新規事業等の協議)

第7条 市は、第三セクター等から新規事業又は新規設備投資に関する報告を受けたときは、次に掲げる事項について、あらかじめ第三セクター等と協議するものとする。

- (1) 新規事業又は設備投資の目的
- (2) 新規事業又は設備投資の採算性
- (3) 新規事業に対する将来収支予測と政策コスト

2 市は、前項の規定による協議を実施するために必要があると認めるときは、第三セクター等に対して同項各号に掲げる事項に関し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(重要事項の報告)

第8条 第三セクター等は、事業計画の変更を余儀なくされる情況その他経営に関する重要な問題が生じたときは、速やかにその旨を市に報告するよう努めるものとする。

2 市は、前項の規定により第三セクター等から報告を受けたときは、当該第三セクター等に対し、財政上の損失を伴う場合にあっては、同項の報告後遅滞なくその見込み額を算定し、市に報告するよう求めなければならない。

3 市は、第1項の規定により第三セクター等から報告を受けたときは、当該第三セクター等に対し、市から緊急の公的支援を必要とする可能性がある場合にあっては、その可能性の程度にかかわらず、その旨を速やかに市に報告するよう求めなければならない。

(公的支援の協議)

第9条 市は、第三セクター等から公的支援を必要とする旨の報告を受けたときは、次の各号に掲げる事項について、当該第三セクター等と協議しなければならない。

(1) 公的支援の必要性

(2) 資金を貸し付ける場合にあっては、返済計画及び担保の設定

(3) その他市長が必要と認める事項

2 市は、前項の規定による協議を実施するため必要があると認めるときは、第三セクター等に対して、同項各号に掲げる事項に関し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(議会への報告)

第10条 市長は、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める事項について速やかに議会に報告しなければならない。

(1) 第7条第1項の規定による協議を行ったとき 当該協議の概要

(2) 第8条各項の規定による報告を受けたとき 当該報告の概要

(3) 前条第1項の規定による協議を行ったとき 当該協議の概要

(議会の議決)

第11条 市長は、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当する場合に限り、第三セクター

一等に対して公的支援を行うことができるものとする。

(1) 公的支援を行うことに公共性及び公益性があること。

(2) 資金を貸し付ける場合にあっては、外部の専門家による評価又は意見が付された十分な担保又は返済計画が立てられていること。

2 市長は、第9条第1項の規定による協議の結果、第三セクター等に対して公的支援（第2条第1号に規定する公的支援のうち補助金の支給及び同条第5号に規定する職員の派遣を除く。）を行うときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

（規則への委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行し、平成23年度以後の第三セクター等の運営について適用する。

2 第2条第3号に規定する公的支援を行う場合にあっては、財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例（昭和39年西宮市条例第3号）の規定は、適用しない。

（参考）

○提案理由

第三セクター等の運営等への市の関与を規定し、議会の関与によって透明性を高め、第三セクター等の自立と経営の健全性を確保するため